

令和4年(2022年)4月21日

財政局管財部  
工事管理室

法定外の労災保険の付保に伴う解体工事、若しくは  
専門工事等を単独で発注する場合の取扱いについて

令和4年4月1日にホームページに掲載しました「営繕工事及びプラント工事における法定外の労災保険の付保について」における下記工事の取扱いをお知らせいたします。

記

①対象工事

札幌市公共建築工事積算要領

Ⅱ 共通費

4 その他

(2) 建築工事における解体工事及び専門工事等の共通費率  
に準拠して予定価格を積算した工事

②予定価格への反映方法

公共建築工事積算基準等資料の一般工事と同様の取扱いとします。

③適用日

令和4年4月単価使用の設計書案件より適用します。